

# 表 彰 規 程

## (名 称)

第 1 条 この規程は、小田奈良須両池土地改良区表彰規程という。

## (目 的)

第 2 条 この規程は、この土地改良区の事業運営等に関し、その功労を顕彰するため、次条各号に該当する個人又は団体について適当と認めるものがあるときは、これを表彰する。

## (適 用)

第 3 条 この規程の適用は、次に該当する者が退任又は退職した場合に表彰するものとする。

- (1) 組合員であって特に功労があると理事会で認めた者
- (2) 永年(12年)にわたり、この土地改良区の役職員又は総代の職にあつて、功労が顕著なる者

## (年限の通算)

第 4 条 第 3 条の在職年数は、総代、役員及び職員の両方に在職した場合は、通算して勤務年数を計算するものとする。

## (記 念 品)

第 5 条 被表彰者には、表彰状と共に次の記念品料を贈呈するものとする。

1. 表彰状
2. 記念品料(理事長が理事会の意見を徴して決定する。)

## (支部役員に適用)

第 6 条 この土地改良区の支部役職員について、前記第 2 条に相当する年限の間その職に当たり、当該支部が表彰する意思が決定した場合、理事長は表彰状に署名し、且つ軽微な祝意を表すものとする。尚、支部の行なう表彰の記念品料については、当該支部がその額を定める。

## (表彰の時期)

第 7 条 表彰は、総代会に於いて行なう。

## (死亡の場合の措置)

第 8 条 表彰されることに決定した者が死亡した時の表彰状及び金品は、その遺族に授与する。

**(表彰制限)**

第 9 条 一度表彰を受けた者は、再び表彰は行わない。

**(表彰台帳)**

第 10 条 理事長は別に定める様式により、表彰台帳を備え表彰の実務その他の事項を搭載して置かなければならない。

**附 則**

1. この規程は、昭和 52 年 9 月 1 日より施行する。
1. この改正規程は、昭和 57 年 3 月 31 日より施行する。